

令和5年12月

各位

神奈川県行政書士会

新刊書

## 『政省令・施行通達対応 相続土地国庫帰属制度 承認申請の手引』

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

相続・遺贈によって取得した土地について、国庫に帰属させる申請手続をする上で留意すべき法的なポイントを網羅的に取り上げ、法務省の通達等を踏まえて要点が詳解されたものです。

却下・不許可となり得る事由を分析・解説するとともに、申請前の事前確認から不承認に至った場合の対応策までが紹介されています。相続土地国庫帰属法の制度設計に携わった弁護士など、この分野に精通した執筆陣の豊富な知見が収録された1冊です。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬白

記

### 1. 書名および価格

**新刊書**〈単行本〉

政省令・施行通達対応

相続土地国庫帰属制度 承認申請の手引

価格 3,520円(税込) 送料410円

**新刊書**〈単行本〉

**購読者特典** 本書に掲載されたライフプランノートのひな形が、発行所WEBサイトからダウンロードできます

必読 任意後見契約×ライフプランノート作成・活用マニュアル

～終活に関心があるすべての方々へ～

価格 4,180円(税込) 送料460円

**新刊書**〈単行本〉

必携 実務家のための法律相談ハンドブック

顧問先等企業編

価格 3,300円(税込) 送料410円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

### 2. 申込方法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

### 3. 納品および

代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

また、請求書に記載されているバーコードからスマホ決済アプリ「PayPay」「au PAY」「d払い」「LINE Pay」「R Pay」でもお支払いいただけます。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所) 新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(問い合わせ先) コンタクトセンター 0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く) (30-37014)

新日本法規出版株式会社 東京支社  
 神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

<b>新刊書</b> (単行本)コード5100299 政省令・施行通達対応 相続土地国庫帰属制度 承認申請の手引	価格 3,520円 (税込) 送料 410円	<input type="checkbox"/> 部
<b>新刊書</b> (単行本)コード5100297 購読者特典付(※1) 必読 任意後見契約×ライフプランノート作成・活用マニュアル ～終活に関心があるすべての方々へ～	価格 4,180円 (税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部
<b>新刊書</b> (単行本)コード5100295 必携 実務家のための法律相談ハンドブック 顧問先等企業編	価格 3,300円 (税込) 送料 410円	<input type="checkbox"/> 部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

(※1)購読者特典として、本書に掲載されたライフプランノートのひな形が発行所WEBサイトからダウンロードできます。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

年 月 日	
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ご住所	
フリガナ	
お名前 (名称)	(印)
TEL <            >            -	ご担当 (内線)
FAX <            >            -	

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。  
 ※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。  
 ※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。  
 ※書籍の大幅な入荷遅延や在庫切れの場合は、発行所WEBサイトにてお知らせします。

30-001-37014

# 掲載内容

## はじめに

- 1 相続土地国庫帰属法が制定された背景
- 2 相続土地国庫帰属法の概要

## 第1章 承認申請権者等

- [1] 承認申請要件に関する概要は
- [2] 承認申請ができる者の要件は
- [3] 単独所有の土地のうち、承認申請が可能な土地はどのようなものか
- [4] 共有に属する土地のうち、承認申請が可能な土地はどのようなものか
- [5] 承認申請者たる地位を承継した場合、どのような手続を行うか

## 第2章 承認申請前の確認事項

### 第1 申請却下事由

- 1 概論
- [6] 承認申請の却下事由とは
- [7] 相続土地国庫帰属法2条3項各号の却下事由の概要は

### 2 建物の存する土地 (法2条3項1号)

- [8] 「建物」と「建築物」の違いとは
- [9] 「建物」への該当性はどのように確認するか

### 3 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地 (法2条3項2号)

- [10] 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地とは
- [11] 担保権又は使用及び収益を目的とする権利の調査方法は

### 4 通路その他の他人による使用が予定される土地 (法2条3項3号)

- [12] 「通路その他の他人による使用が予定される土地」とは
- [13] 「通路」、「水道用地、用悪水路又はため池」では、「現に」その用に供されていることが必要とされた理由とは

### 5 特定有害物質により汚染されている土地 (法2条3項4号)

- [16] 土壌汚染された土地が国庫帰属の承認をされない趣旨は
- [17] 特定有害物質及び相続土地国庫帰属法上の汚染の基準値とは
- [18] 土壌汚染の有無の調査とは
- [19] 土壌汚染対策法による汚染の除去等の措置をすれば国庫帰属が認められるか

### 6 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地 (法2条3項5号)

- [20] 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲に争いがある土地が国庫帰属の承認をされない趣旨は

- [21] 所有権に争いのある土地の調査方法は
- [22] 土地の境界点はどのように示せばよいか

## 第2 不承認事由

### 1 概論

- [23] 不承認事由の概要は
- 2 崖がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの (法5条1項1号)

- [24] 「崖がある土地」が不承認事由となる趣旨及びその該当性とは
- [25] 「崖がある土地」かどうかの調査とは

### 3 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地 (法5条1項2号)

- [26] 「工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地」が不承認事由とされる趣旨及びその調査方法は
- [27] 相続土地国庫帰属法5条1項2号にいう工作物等該当性が問題となる具体例は

### 4 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地 (法5条1項3号)

- [28] 「除去しなければ土地の通常の管理又は使用をすることができない有体物が地下に存する土地」が不承認事由となる趣旨とその該当性は
- [29] 「除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地」の調査方法は

### 5 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地 (法5条1項4号)

- [30] 相続土地国庫帰属法5条1項4号の「隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地」が不承認事由とされる趣旨は
- [31] 相続土地国庫帰属法5条1項4号に定める「隣接する土地の所有者等との争訟」には、どのようなものがあるか

### 6 その他管理・処分に当たって過分の費用・労力がかかる土地 (法5条1項5号)

- [32] 相続土地国庫帰属法施行令4条2項各号の該当性は、どのように判断されるか
- [33] 相続土地国庫帰属法5条1項5号の「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を有する土地」にはどのような類型があるか

- [34] 土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地として、不承認となるのは、どのような

- 土地か
- [35] 相続土地国庫帰属法施行令4条3項2号の「動物等が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるもの」とは、どのような土地か

- [36] 相続土地国庫帰属法施行令4条3項3号の「追加的に造林、間伐又は保育を実施する必要があると認められる土地」とはどのような土地か
- [37] 相続土地国庫帰属法施行令4条3項4号の「法令の規定に基づく処分により、国が金銭債務を負担することが確実と認められるもの」とは、どのような土地か

- [38] 相続土地国庫帰属法施行令4条3項5号の「土地の所有権が国庫に帰属したことに伴い国が法令の規定により当該金銭債務を承継することとなるもの」とは、どのような土地か

## 第3章 承認申請等

- [39] 承認申請の審査の流れは
- [40] 事前相談とは
- [41] 承認申請の方法は
- [42] 承認申請書の記載方法は
- [43] 関係機関への資料提供の依頼等とは
- [44] 承認申請の審査方法は
- [45] 承認申請の取下げは可能か

## 第4章 負担金の納付

- [46] 負担金の納付手続の流れは
- [47] 負担金の算定基準は
- [48] 面積に応じた負担金の算定方法は
- [49] 合算負担金の申出とは

## 第5章 相続土地国庫帰属制度を利用できない場合の対応

- [50] 不服申立ての方法は
- [51] 不服申立ての対象行為は
- [52] 却下処分・不承認処分が確定した場合の対応は
- [53] 相続土地国庫帰属制度の利用ができないことが見込まれる土地を手放したいときは
- [54] 相続土地国庫帰属制度の利用ができないことが見込まれる農地・森林は国庫帰属の承認に瑕疵があった場合は

## 索引

- 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

# 政省令・施行通達対応

# 相続土地国庫帰属制度 承認申請の手引

編著 横山 宗祐 (弁護士)

## 法務省の通達等を踏まえて要点を詳解!

◆申請手続をする上で留意すべき法的なポイントを網羅的に取り上げるとともに、却下・不承認となり得る事由を分析・解説しています。

◆承認申請前の確認のポイントから却下・不承認に至った場合の対応策までを紹介しています。

◆相続土地国庫帰属法の制度設計に携わった弁護士など、この分野に精通した執筆陣が豊富な知見に基づき執筆した確かな内容です。

A5判・総頁240頁  
定価3,520円 (本体3,200円) 送料410円  
ISBN978-4-7882-9255-0

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!



電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!  
〈電子版〉  
定価 3,190円 (本体 2,900円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ (無償) をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。  
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

1 相続土地国庫帰属法が制定された背景

(1) 相続土地国庫帰属法の位置付け

相続土地国庫帰属法は、令和3年4月21日に成立し、同月28日に公布され、令和5年4月27日に施行されました。

相続土地国庫帰属法は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「一部改正法」といいます。）と共に国会に提出された法律であり、両法律は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地問題を解決するため、①所有者不明土地の「発生の予防」と、②既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法制の見直しを行うために制定されました。

(2) 所有者不明土地問題とは何か

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、又は所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地をいいます。所有者不明土地がある場合、所有者を探索するために多大な時間と費用が必要となるため、その土地を含む周辺土地の利活用が

[2] 承認申請ができる者の要件は

Q どのような者が相続土地の国庫帰属承認申請をできるのでしょうか。

A 相続土地の国庫帰属承認申請を行うことができる者は、原則、相続又は相続人に対する遺贈により土地の所有権を取得した者に限定されます（法2①）。

解説

1 相続土地国庫帰属制度が制定された経緯

いわゆる所有者不明土地とは、相続等の際に土地の所有者についての登記が行われないなどの理由により、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、又は所有者が分かってもその所在が不明で所有者に連絡がつかない土地のことをいいます。このような土地が日本各地で増加しており、その面積が、合わせると九州よりも広がっており、各地で社会問題となっています（平成29年度国土交通省調査）（詳細については、はじめに 1を参照してください）。

これら所有者不明土地の問題を解決するため、令和3年改正民法・改正不動産登記法、及び相続土地国庫帰属法が制定されました。これらの法律は、所有者不明土地問題を解決するため、①所有者不明土地の「発生防止」の観点と、②既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の観点からなされたものですが、本書で解説を行う相続

2 崖がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの（法5条1項1号）

[24] 「崖がある土地」が不承認事由となる趣旨及びその該当性とは

Q どのような場合が相続土地国庫帰属法5条1項1号（崖がある土地）として不承認となるのでしょうか。

A 相続土地国庫帰属法5条1項1号により不承認事由となる「崖がある土地」であるかどうかについては、土地の勾配や高さその他の事項に関し政令で基準が定められています。具体的には、勾配が30度以上であり、かつ、その高さが5メートル以上である場合とされます。この基準に該当する場合であって、かつ、「通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要する」場合が不承認事由に該当します。

解説

1 「崖がある土地」が不承認事由となる趣旨

2 不承認事由となる「崖のある土地」とは

(1) 傾斜と高さの基準

上記のとおり、相続土地国庫帰属法が不承認事由として「崖のある土地」を挙げているのは、崩落防止等のため通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するためであるところから、勾配や高さのある土地であることをもって直ちに不承認事由とはしていません。すなわち同法5条1項1号は、不承認となる崖について、かつ書において、「勾配、高さその他の事項を政令で定める基準に該当するものに限る」としています。

具体的には、相続土地国庫帰属法施行令4条1項により、勾配が30度以上であり、かつ、その高さが5メートル以上である場合が政令で定める基準に該当することとなります。

ここにいう「勾配」とは、傾斜がある部分の上端と下端とを含む面の水平面に対する角度をいい、「高さ」とは、傾斜がある部分の上端と下端との垂直距離をいうとされます（令4①）。

これらの傾斜角度や高さの基準は、傾斜に関する急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）2条、3条及び第2章が傾斜度30度を基準としていることや、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に対する法律（平成12年法律第57号）7条及び同法施行令（平成13年政令第84号）2条1号イが傾斜度30度以上かつ高さ5メートル以上である場合を特に整備すべき急傾斜地と

[40] 事前相談とは

Q 相続土地の国庫帰属を検討する場合に、事前相談ができると聞きましたが、どのような制度でしょうか。

A 相続土地の国庫帰属を検討する場合には、申請をする前に、法務局や地方法務局の窓口での対面相談や電話相談をすることができます。

解説

1 事前相談の方法

相続土地国庫帰属制度は、新しく始まった制度ですので、承認申請に対する不安や手続を確認するため、令和5年2月22日から、全国の法務局、地方法務局の本局において、対面相談や電話相談をすることができますようになっていきます。

相談の受付は、承認申請をする土地が所在する都道府県の法務局、地方法務局（本局）の不動産登記部門です。支局や出張所では相談の

[53] 相続土地国庫帰属制度の利用ができないことが見込まれる土地を手放したいときは

Q 相続土地国庫帰属制度の利用ができないことが見込まれる土地を手放したいときは、どうすればよいですか。

A 土地所有権の放棄はできないので、土地所有者は自ら譲渡先や管理委託先を探さなければなりません。例えば、全国の空き地・空き家の情報を検索することができる「全国版空き家・空き地バンク」、所有者に代わって不動産管理等の機能を担う「ランドバンク」の利用が考えられます。

解説

土地所有権の放棄は原則としてできません（詳しくは [52] を参照してください）。もっとも、土地所有者にとっては不要な土地であっても、これを放置することはできません。土地所有者には、土地の適正利用・適正管理が求められているからです（土地基3①②）。国及び自治体は、適正かつ合理的な土地の利用及び管理を図るため、土地の利用及び管理に関する計画を策定するものとされており（土地基12①）、

# 掲載内容

必読 任意後見契約×ライフプランノート作成・活用マニュアル

〈クライアントと一緒にご覧いただけるような構成となっています〉

## 第1章 任意後見契約とライフプランノート

### 第1 任意後見制度

- 1 任意後見制度の概要
- 2 任意後見契約書の作成

### 第2 ライフプランノート

- 1 ライフプランノートの意義
- 2 ライフプランノートの作成
- 3 任意後見契約とライフプランノートの関係に関する条項
- 4 ライフプランノートの具体例  
※新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

## 第2章 ライフプランノート作成時の検討事項と文例

### 第1 日常生活のサポート

- 1 日常生活全般
  - (1) 日常生活の支援
  - (2) 生活費不足時の対応
  - (3) 趣味・嗜好に関する対応
  - (4) 自動車等の運転に関する対応
- 2 生活上の諸手続
  - (5) 郵便物・メール等の対応
  - (6) パソコン・スマホ等の契約の見直し
  - (7) 印鑑や証書類等の保管
  - (8) 火災保険の取扱い
  - (9) 転居時の対応

- (36) 農地・山林の管理・処分
- (37) 空き家の管理・処分
- 3 預貯金・債権債務・金融商品・動産の管理・処分
  - (38) 預貯金の管理
  - (39) 債権の管理
  - (40) 債務の管理
  - (41) 金融商品の管理・処分
  - (42) 民事信託の設定
  - (43) 追加信託の設定
  - (44) 保険金の請求
  - (45) 金製品の処分
  - (46) 美術品・骨董品の管理・処分
  - (47) 自家用車の管理・処分
  - (48) 議決権行使
  - (49) ゴルフ会員権・リゾート会員権の管理・処分
  - (50) ネットサービスの管理・処分

### 第2 医療・介護サービスの利用

- 1 医療サービスの利用
  - (10) 受診・通院に関する判断
  - (11) 治療方針に関する判断
  - (12) 入院に関する判断
  - (13) 療養に関する判断
  - (14) 退院に関する判断
  - (15) 経管栄養措置に関する判断
  - (16) 終末期医療に関する判断
  - (17) 尊厳死の対応
  - (18) 臓器提供の対応
- 2 介護サービスの利用
  - (19) 介護予防サービスの利用
  - (20) 在宅生活の継続
  - (21) 介護保険の利用
  - (22) 訪問介護の利用
  - (23) 自費サービスの利用
  - (24) 施設・住居の選択
  - (25) 福祉用具の購入

- 4 定期的な支出・まとまった金額の支出
  - (51) 近親者への援助
  - (52) 扶養請求への対応
  - (53) 相続時精算課税制度の活用
  - (54) 税金の支払
  - (55) 第三者への寄附・寄進
- 5 不動産等の購入
  - (56) 不動産等の購入
  - (57) 金融商品の購入
- 6 損害賠償請求
  - (58) 悪質商法・消費者被害への対応
  - (59) 事故等への対応

### 第4 相続人となった際の対応

- (60) 直系尊属からの相続
- (61) 配偶者からの相続
- (62) 兄弟姉妹からの相続
- (63) 受遺者に指定されている場合
- (64) 祭祀承継者に指定された場合

### 第5 死後の対応

- (65) 死後における債権債務の精算等
- (66) 葬儀
- (67) 納骨の対応
- (68) 供養
- (69) 遺言
- (70) 準確定申告
- (71) 祭祀主宰者の指定
- (72) 遺留分の放棄
- (73) 推定相続人の廃除

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

**必読** 任意後見契約

# × ライフプランノート 作成・活用マニュアル

— 終活に関心があるすべての方々へ —

**73件の  
具体的なケースに  
100件超の  
ライフプランノート  
作成例を掲載!**

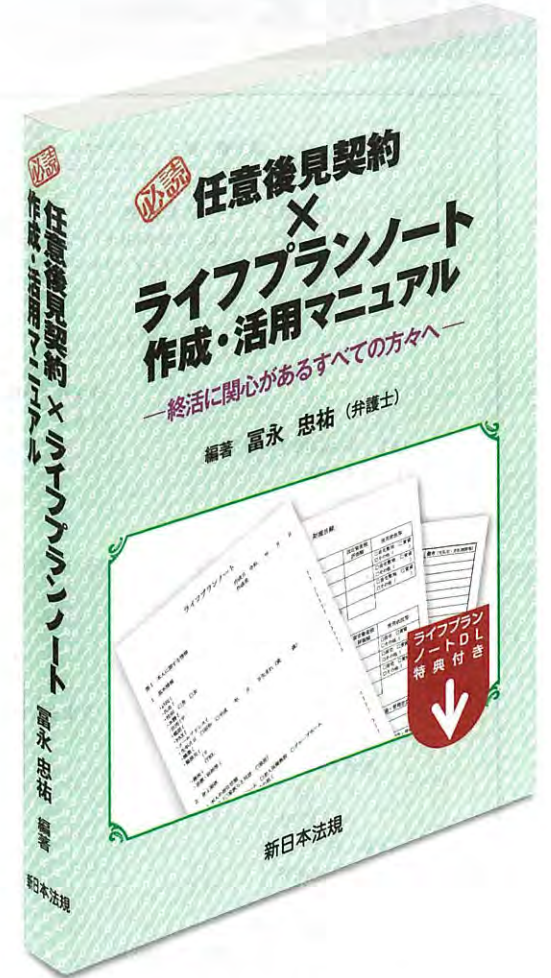
- 想定される希望に応じ、任意後見契約のみならず、**死後事務委任契約・財産管理等契約 など**とライフプランノートを併用した対応方法や意向を確認する際の留意点を解説!

購読者  
特典

ライフプランノートのひな形を  
新日本法規WEBサイトより  
ダウンロードできます。



詳細はこちら!



編著 / 富永忠祐 (弁護士)

- 実務の第一線で活躍する弁護士が、豊富な経験とノウハウを持ち寄り共同で執筆しています。

A5判 / 総頁344頁

定価4,180円(本体3,800円) 送料460円

ISBN978-4-7882-9248-2

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!

【電子版】 定価 3,850円(本体3,500円)

パソコン/スマートフォン/タブレットで閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。  
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

総合法令情報企業として社会に貢献

**新日本法規出版**

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

<https://www.sn-hoki.co.jp/>



# 内容見本 [A5判縮小]

第1章 第2 ライフプランノート 17

4 ライフプランノートの具体例

※ライフプランノートは、当社WEBサイトよりダウンロードできます。  
詳細は、巻末の「ライフプランノートのダウンロードについて」をご参照ください。

ライフプランノート

作成日 令和 年 月 日  
作成者

第1 本人に関する情報

1 基本情報

- ・ふりがな ( )
- ・氏名 ( )
- ・性別 男 女
- ・本籍 ( )
- ・住所 (〒 )
- ・電話 ( )
- ・FAX ( )
- ・メールアドレス ( )
- ・生年月日 昭和 平成 年 月 日 生まれ (満 歳)
- ・職業 ( )
- ・勤務先 ( )
- (〒 )
- (TEL )
- ・趣味 ( )
- ・宗教・宗派等 ( )

2 身上関係

1) 本人の居住状態

- 在宅 家族らと同居 独居
- 施設入所
  - 特別養護老人ホーム 老人保健施設 グループホーム
  - 有料老人ホーム その他 ( )

第2章 第1 日常生活のサポート 51

〔4〕 自動車等の運転に関する対応

高齢ドライバーによる事故のニュースに接することがあります。高齢になると運動機能や認知機能が低下する場合がありますので、自動車を運転することに不安を感じる高齢ドライバーは、終活を考える中で、運転免許証の自主返納の時期を検討します。道路交通法が改正されて、高齢ドライバーの運転免許の更新手続が以前よりも厳しくなっていることも判断材料の一つとなります。

対応のポイント

契約	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (任意後見契約) <input type="checkbox"/> 不要
代理権目録	自動車の運転免許に関する事項
同意を要する特約目録	-
ライフプランノート	将来、自動車の運転が難しくなった場合には、運転免許証の自主返納を委任する旨を記載

自動車の運転免許に関する事項を受任者に委ねるには、任意後見契約においてこれに関する代理権を付与しておきます。その上で、運転免許証の自主返納の時期などに関する具体的な希望はライフプランノートに記載します。

聴取りの際のポイント

1 運転免許証の自主返納制度

運転免許証は、運転免許試験場や警察署などで手続をすることによ

第2章 第2 医療・介護サービスの利用 99

〔17〕 尊厳死の対応

人生の最期をどのように送るか、すなわち死の迎え方に関心のある人は多いと思います。できるだけ延命治療を施して、1分1秒でも永らえたいと考える人もいるでしょう。患者の家族の心情は、それと同趣旨のことが多いと思います。これに対して、もはや回復の見込みがないにもかかわらず、人工呼吸器などにつながれて、ただ生かされているだけという、見るに忍びない悲惨な姿を人前にさらしたくない、無駄な医療費がかさむことによって家族に経済的負担をかけたくない、と考える人もいます。

我が国では尊厳死が一定の要件の下に許容されています。尊厳死を希望する場合は、元気なうちにその準備をしておきます。

対応のポイント

契約	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 (尊厳死宣言を作成する)
代理権目録	-
同意を要する特約目録	-
ライフプランノート	尊厳死に関する対応を記載

ライフプランノートには、尊厳死に関する委任者の希望を記載し、任意後見人、医師等には、希望を伝える必要があります。

170 第2章 第3 財産の管理

が課せられます。不動産取得税の税額は、不動産の固定資産税評価額の4%ですが(地税73の15)、現在、土地と住宅については、軽減税率として3%が適用されています。また、税額の軽減措置の特例もあります。例えば、新築住宅を取得する場合、固定資産税評価額から1,200万円が控除されます。ただし、住宅の面積が50㎡以上240㎡以下であることなどの一定の要件があります。

ケース

◆子に住宅を贈与したい

文例

甲は、甲の長男〇〇の家族と同居するために、令和〇年頃を目途に甲の資金で二世帯住宅を新築し、その名義を長男〇〇名義に移転したいと考えています。乙は、長男〇〇ともよく相談の上、以下の甲の希望ができるだけかなうように、必要な手配や手続を行ってください。

(甲の希望)

- 1 新居の場所は、〇〇県内の、交通の便が良く、できるだけ閑静な住宅地にしてください。
- 2 住宅の建築資金の予算は〇〇万円以下を目途としてください。
- 3 共用のリビングとダイニングは、甲と甲の長男〇〇の家族が一緒に食事をしたり、くつろいで過ごすことができるように広く設定してください。

【記載のポイント】

住宅の新築に要する費用を誰が負担するのかを明記します。また、新築に関する甲の希望を記載する場合には、後でトラブルが起きないように、同居予定の家族とよく相談しておきます。

第2章 第2 医療・介護サービスの利用 103

◆延命治療の選択は、親族の〇〇に相談してほしい

文例

将来、甲の病気等が現在の医学では不治の状態となり、かつ死期が迫っていると担当医により診断された場合には、延命治療を行うか否かできるだけ自分で決定したいと思いますが、もし甲がその決定をすることができない場合には、弟の〇〇(住所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)に相談して、延命治療をするか否かを決めてください。

もし〇〇の判断で延命治療を中止した場合には、〇〇と医師等に民事・刑事等の一切の責任が生じないように、関係者・関係機関におかれましては格段の配慮をお願いします。

【記載のポイント】

延命治療を行うか否かは、本来、患者本人が自分で決定すべき事柄です。しかし、能力の低下等によって本人が判断できない場合には、本人の配偶者や子などの親族が、本人の意思を推測して代行決定をするケースも多いと思います。この場合、誰に代行決定をお願いするかを事前に指定しておきます。

また、代行決定の結果、延命治療を実施しないことになった場合に当該代行決定者に一切の責任が生じないように、免責規定(前記文例第2条参照)を置いておくといでしょう。

168 第2章 第3 財産の管理

〔34〕 不動産の贈与

子や孫が住宅の取得を希望している場合に、親や祖父母が、終活の一環として、子や孫に対して経済的援助をするケースがあります。援助する側には、将来、願わくは子や孫と同居したいという期待を抱いている人もいます。この場合、二世帯住宅の購入・建築を視野に入れて検討を進めることが望めます。

ところで、経済的援助の方法としては、住宅の購入資金や建築資金を金銭で贈与する方法もありますが、この方法では、金額に応じて多額の贈与税が課せられることとなります。そこで、少しでも贈与税を減額する方策の一つとして、贈与する側で住宅を購入・建築した上で、この住宅を贈与する方法も考えられます。

対応のポイント

契約	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (任意後見契約) <input type="checkbox"/> 不要
代理権目録	住宅の購入資金や建築資金の贈与に関する事項
同意を要する特約目録	-
ライフプランノート	将来、住宅の購入資金や建築資金を贈与する旨を記載

170 第2章 第3 財産の管理

が課せられます。不動産取得税の税額は、不動産の固定資産税評価額の4%ですが(地税73の15)、現在、土地と住宅については、軽減税率として3%が適用されています。また、税額の軽減措置の特例もあります。例えば、新築住宅を取得する場合、固定資産税評価額から1,200万円が控除されます。ただし、住宅の面積が50㎡以上240㎡以下であることなどの一定の要件があります。

ケース

◆子に住宅を贈与したい

文例

甲は、甲の長男〇〇の家族と同居するために、令和〇年頃を目途に甲の資金で二世帯住宅を新築し、その名義を長男〇〇名義に移転したいと考えています。乙は、長男〇〇ともよく相談の上、以下の甲の希望ができるだけかなうように、必要な手配や手続を行ってください。

(甲の希望)

- 1 新居の場所は、〇〇県内の、交通の便が良く、できるだけ閑静な住宅地にしてください。
- 2 住宅の建築資金の予算は〇〇万円以下を目途としてください。
- 3 共用のリビングとダイニングは、甲と甲の長男〇〇の家族が一緒に食事をしたり、くつろいで過ごすことができるように広く設定してください。

【記載のポイント】

住宅の新築に要する費用を誰が負担するのかを明記します。また、新築に関する甲の希望を記載する場合には、後でトラブルが起きないように、同居予定の家族とよく相談しておきます。

# 掲載内容

## 第1章 顧客・取引先対応

- [1] 顧客対応
- [2] クレームスターへの対応
- [3] カスタマーハラスメントからの従業員保護
- [4] 消費者契約法による契約の取消し
- [5] 消費者契約法により無効となる契約条項
- [6] 元請会社の下請会社に対する禁止行為
- [7] コンテンツ作成の委託に対する下請法の適用
- [8] 独占禁止法にまつわる問題（優越的地位の濫用）
- [9] 製造物責任法にまつわる問題
- [10] 製造物責任の内容と免責事由等
- [11] 商品に景品を付ける場合の規制
- [12] 商品の表示に関する規制
- [13] 割賦販売法の規制
- [14] 割賦販売法の改正と加盟店の義務の強化
- [15] 特定商取引法の規制
- [16] 特定商取引法の改正
- [17] フランチャイズ契約（加盟時の情報提供義務）
- [18] フランチャイズ契約（フランチャイズ契約後の関係）

## 第2章 人事労務に関する法律相談

- 第1 募集・採用**
- [19] 募集時の個人情報収集
- 第2 労務管理**
- [20] 従業員の私的電子メールの調査・監視
- [21] 就業時間の管理
- [22] 配転・出向・転籍
- 第3 懲戒処分・解雇**
- [23] 試用期間満了による本採用拒否
- [24] 経歴詐称
- [25] 私生活上の非違行為と解雇
- 第4 ハラスメント**
- [26] パワーハラスメント

## 第3章 情報管理に関する法律相談（個人情報保護）

- [27] 個人情報の利用管理
- [28] 安全管理措置
- [29] 不適正な利用の禁止
- [30] 情報漏えいとその対応
- [31] 第三者提供の制限
- [32] 社員による情報漏えい
- [33] 訴訟と個人情報
- [34] 利用停止・消去請求
- [35] 罰則

## 第4章 会社に関する法律相談

- [36] 法人設立（個人事業主の法人化）
- [37] 法人設立の手續
- [38] 企業の組織
- [39] 株主総会
- [40] 内部統制システム
- [41] 取締役の責任
- [42] 取締役の第三者に対する責任
- [43] 廃業手續

## 第5章 事業譲渡・事業承継に関する法律相談

- [44] 事業承継の方法
- [45] 親族内承継の問題
- [46] 親族内承継における経営権の集中
- [47] 親族内承継における税務
- [48] 企業内承継の問題
- [49] 企業内承継における後継者への経営資源の集中
- [50] 社外への引継の方法
- [51] M&Aを行う場合の留意点
- [52] 事業承継の実施前のリスクへの対応
- [53] コピー商品（不正競争防止法）
- [54] 周知性（不正競争防止法）
- [55] 営業秘密（不正競争防止法）
- [56] 損害額の推定
- [57] 著作権

## 第6章 知的財産に関する法律相談

- [58] 特許権侵害の警告書に対する対応
- [59] 職務発明
- [60] 意匠・デザイン
- [61] ライセンス契約
- [62] 知的財産取引における独占禁止法上の問題

## 第7章 債権回収に関する法律相談

- [63] 債権回収の一般的方法
- [64] 仮差押え
- [65] 詐害行為取消権
- [66] 連帯保証
- [67] 動産売買先取特権
- [68] 破産申立て
- [69] 誤振込と債権回収
- [70] 財産開示
- [71] 強制執行
- [72] 少額債権の回収

## 第8章 不祥事対応・危機管理・反社会的勢力対応に関する法律相談

- [73] 危機対応のための事前準備

- [74] 内部通報制度
- [75] 不祥事に対する対応一般
- [76] 社内対応の進め方
- [77] 調査結果の取扱方法
- [78] 責任追及等の方法
- [79] 第三者委員会
- [80] 反社会的勢力の接近対策
- [81] 反社会的勢力であると発覚した際の対応
- [82] 反社会的勢力による妨害行為

## 第9章 IT・インターネットに関する法律相談

- [83] 契約の電子化
- [84] インターネット記事に対する対抗措置
- [85] 削除請求
- [86] 発信者情報開示請求・発信者情報開示命令
- [87] 名誉権侵害
- [88] 営業権侵害
- [89] 仮処分
- [90] 投稿者に対する対応
- [91] インターネット事業者に対する対応

## 第10章 税務に関する法律相談

- [92] 中小企業の税制概要（一般に適用される税制）
- [93] 中小企業の税制概要（中小企業の投資や賃上げ関連）
- [94] 中小企業の税制概要（研究開発、イノベーション関連）
- [95] 中小企業の税制概要（事業承継、M&A関連税制）
- [96] 留保金課税制度（特定同族会社の特別税率）
- [97] 繰越欠損金
- [98] 設備投資に関する優遇税制
- [99] IT関連投資
- [100] 接待交際費の課税
- [101] 出張旅費規程と税法
- [102] 節税対策と税理士の責任
- [103] 個人版事業承継税制のあらまし
- [104] 個人版事業承継税制（贈与税の納税猶予・免除）
- [105] 個人版事業承継税制（相続税の納税猶予・免除）
- [106] 法人版事業承継税制のあらまし
- [107] 法人版事業承継税制（贈与税の納税猶予・免除）
- [108] 法人版事業承継税制（相続税の納税猶予・免除）

・事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

適切な回答のための頼れる指針！

# 必携 実務家のための法律相談ハンドブック

顧問先等企業編

編集 第一東京弁護士会 全期会  
第一東京弁護士会 全期旬和会

- ◆顧問先等の企業からよく受ける法律相談を厳選し、回答方針と留意すべき事項を解説しています。
- ◆法律相談への回答方針や解説がひと目で確認できるようにコンパクトに「見開き2頁」で各相談事例を掲載しています。
- ◆第一線で法律相談に携わる弁護士による実践的な内容です。



A5判・総頁 246頁  
定価 3,300円（本体 3,000円）  
送料 410円  
ISBN978-4-7882-9238-3

0120-089-339（通話料無料）  
受付時間 9:00~16:30（土・日・祝日を除く）  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ！

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!  
〈电子版〉  
定価 2,970円（本体 2,700円）

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ（無償）をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。  
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

【2】クレームストーカーへの対応

常連客から外で会いたいと連絡を受けた社員が、これを断ったため執拗にクレームをつけられて困っている相談してきた場合、会社は、この客に対し、どのような対応をとる必要がありますか。

相談対応のポイント	◇当該顧客に対しては、会社として申入れを行います。 ◇警察に対応を求めることが有効な場合もあります。
-----------	---

1 クレームストーカー問題

(1) クレームストーカーとは  
顧客が、社員（販売スタッフなど）に対して好意を寄せて連絡を取るなどしたため、社員がこれを断ったところ、当該社員に対し執拗にクレームを申し入れてくるというケースがあります。このように、クレームを装いつつ、特定の社員に付きまとうなどする顧客を「クレームストーカー」といいます。

(2) クレームストーカーの具体例  
クレームストーカーの例としては、接客業務などの社員に対して、業務上のクレームや、当該社員のSNSなどを閲覧して得た情報を基にクレームを申し入れ、その説明を求める面会を申し入れて、当該社員に会えるまで窓口から退去しないといった行為、又は連日のように頻繁に電話をかけてきて、当該社員に電話対応を求めるなどの行為が典型例です。

2 顧客対応

本件のような行動をとる顧客に対しては、会社からの警告等を行うという対応と、警察を通じて警告をしてもらうという対応が考えられます。

(1) 会社による警告  
会社は、クレームをつけてきている顧客に対して、当該クレーム内容を精査した上で、(A)これが言いがかりにすぎないものであれば、今後二度とその社員に対して同様の行動をとらないよう警告を発することが必要となります。これに対し、(B)クレーム内容が、それ自体は正当と認められる場合（例えば社員の対応の際に不適切な言動があった場合など）は、クレームに対する会社としての回答（今後の社員教育の徹底等）とともに、クレームの申入れをこれ以上行わないよう

警告することが必要となります。クレーム内容が正当であったとしても、執拗に面談を求めたり、多数回の電話をかけてくるということは許されることではないからです。なお、警告の発し方としては、面談や電話で伝えるという方法もありますが、内容証明郵便を送付することが、後に争いとなった場合にも証拠として残る点で有効です。

(2) 警察による警告  
クレームが執拗で、犯罪行為に当たる場合は、警察に相談し、警告等発してもらうことが有効です。クレームストーカーの行動で成立し得る犯罪は次のようなものです。

ア ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）  
ストーカー規制法は、つきまとい等を禁止しており、この「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情、その他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその特定の者と社会生活上密接な関係を有する者に対して、①面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること、②著しく粗野又は乱暴な言動をすること、③電話を拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけた、文書を送付したり、ファックス・電子メールの送信等することなどをいいます。これらの行為が行われている場合は、警察に相談し、被害届を出すことで、警察から警告してもらったり（ストーカー4）、公安委員会に禁止命令（ストーカー5）を出してもらうことも可能となります。

- イ 不退去罪（刑130）  
会社から退去要求を受けたにもかかわらず退去しなかった場合に成立します。
- ウ 威力業務妨害（刑234）

【7】コンテンツ作成の委託に対する下請法の適用

コンピュータ・ソフトウェア、映像・音楽などのコンテンツの作成を外部に委託する場合、下請法は適用されますか。

相談対応のポイント	◇コンテンツの作成を外部に委託する場合も、下請法の適用を受けられる場合があります。
-----------	---

1 コンテンツ作成と下請法の適用対象

コンテンツ作成を外部に委託する取引が「情報成果物作成委託」（下請代金2③）の対象となるか否かは、作成を委託する親事業者の資本金額と、作成を受託する下請事業者の資本金額の関係で判断されることになります。なお、①取引当事者の資本金の区分や、②取引内容の観点から、下請法の適用対象とならなかった場合も、取引上優越した地位にある事業者がコンテンツの作成を依頼するに当たり、優越的地位を濫用した行為（例えば、情報成果物を一方的に譲渡させる行為や、情報成果物の二次利用を制限する行為等）を行った場合は、独占禁止法による規制対象となることに注意が必要です。

【情報成果物の内容と具体例】

情報成果物	例
①プログラム（電子計算機に対する指令で、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの）	テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム等
②映画、放送番組、その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの	テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション等
③文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの	設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告等

以下のような行為を行うことが禁止されます。

- (1) 受領拒否（下請代金4①一）  
下請事業者には責任がないにもかかわらず、発注した情報成果物（映像作品等）の受領を拒否すること。
- (2) 下請代金の支払遅延（下請代金4①二）  
情報成果物を受領したにもかかわらず、60日以内の定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと。
- (3) 下請代金の減額（下請代金4①三）  
下請事業者には責任がないにもかかわらず、発注時に合意した下請代金の減額をすること。
- (4) 返品（下請代金4①四）  
下請事業者には責任がないにもかかわらず、発注した情報成果物を、受領後に返品すること。
- (5) 買いたたき（下請代金4①五）  
情報成果物の制作の対価として、同種のコンテンツの一般的な対価に比べて、著しく低い額を一方的に定めること。
- (6) 購入・利用強制（下請代金4①六）  
正当な理由なく、親事業者が指定する物品（チケット）などを下請事業者に割り当てて購入させること。
- (7) 不当な経済上の利益提供要請（下請代金4②三）  
親事業者が、コンテンツの二次使用権を無償で譲渡させる等すること。
- (8) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（下請代金4②四）  
親事業者の方針変更と称して、費用を負担することなく、発注済の情報成果物のデザインや内容を一方的に変更すること。

3 違反行為に対する罰則  
公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者や下請事業者を調査し、立入検査

【42】取締役の第三者に対する責任

取締役は、株主を含む第三者に対して、どのような場合に責任を負うのでしょうか。いわゆる名目的な取締役も責任を負うことはありますか。

相談対応のポイント	◇取締役は、職務を行うについて悪意・重過失があった場合、及び、書類等に虚偽記載等があった場合、株主を含む第三者に対して、損害賠償責任を負います。 ◇名目的な取締役もこの責任を負うことがあります。
-----------	--

1 取締役の対第三者責任

(1) 概要  
取締役が職務を行うにつき悪意又は重過失のあった場合（悪意・重過失による任務懈怠責任：会社429①）及び重要事項の虚偽記載等をした場合（虚偽記載等の責任：会社429②）、取締役は第三者に対し責任を負います。  
(2) 悪意・重過失による任務懈怠責任  
取締役が職務を行うにつき悪意又は重過失があり、それにより第三者に損害が

【84】インターネット記事に対する対抗措置

インターネット上に会社を誹謗中傷する書き込みがある場合、どのように対応すればよいですか。

相談対応のポイント	◇対応としては、大きく分けると、①削除請求と②発信者情報の取得を検討することとなります。 ◇削除請求等をする際は、ログの保存期間や、いわゆる再炎上のリスクに注意が必要です。 ◇その他の方法として、オフィシャルコメント（プレスリリース）を発表する方法もあります。
-----------	--

1 対応について

インターネット上に会社を誹謗中傷する書き込みがある場合、主な対応方法としては、①削除請求を行うことと、②発信者情報を取得すること（発信者情報開示請求・発信者情報開示命令の申立て）を行うことが考えられます。  
①削除請求は、誹謗中傷する書き込み自体を削除することを目的とするものです。裁判手続（仮処分を含みます。）で対応する場合がありますが、任意請求も可能です。具体的な方法は、【85】【89】をご参照ください。  
②発信者情報の取得は、誹謗中傷する書き込みをした投稿者を特定して、その後に損害賠償請求、刑事告訴、謝罪広告掲載の請求、社内の懲戒処分等を行うことを目的とするものです。発信者情報の取得は、発信者情報開示請求のほか、令和4年10月1日から新設された発信者情報開示命令の申立て（非訟手続）を行う方法もあります。具体的な方法は、【86】【89】をご参照ください。

2 注意点

(1) ログの保存期間  
上記の②発信者情報開示請求又は発信者情報開示命令の申立てを行う場合、経由プロバイダのログ保存期間に注意する必要があります。発信者情報開示請求を行う際は、まず、コンテンツプロバイダ（例：Twitter）に対して発信者情報（例：IPアドレス等）の開示を求めて、当該情報から特定された経由プロバイダ（例：ソフトバンクモバイル等）に対して更に発信者情報（例：投稿者の氏名や住所）

直接損害  
間接損害  
なお、  
2 虚偽  
取締役